

障第599号
令和2年7月31日

各指定放課後等デイサービス事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症の影響により土曜日に登校する場合の放課後等デイサービスの報酬単価について

平素より、県の障害福祉政策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため学校の臨時休業が生じた影響により、各自治体において土曜日に授業を実施することが予定されています。

これに関し、報酬等の取扱いについて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ確認しましたので、別添のとおりお知らせします。

別添ただし書きを適用する事業所におかれましては、必ず支給決定市町村へ申し出をしていただき事前に調整いただきますようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山中・岩垣
電 話	058-272-1111 内 2615・2616		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

問 新型コロナウイルス感染症による影響によって土曜日に登校し、数時間～半日授業を受ける場合、放課後等デイサービスの報酬は授業終了後の単価と学校休業日の単価のいずれとなるか。

(答)

事業所において一人でも朝から事業所を利用する児童（学校がない児童）がいる場合は、そのために人員を確保する必要があることから、同日に利用する全ての児童が学校休業日の単価となる。(※)

同日に利用する児童全員が学校に登校し、午後のみ利用である場合で、そのことが事前に分かっている場合は、授業終了後の単価となる。

ただし(※)の場合、終日事業所を利用していない児童であっても学校休業日単価に応じた利用者負担が生じる。このため、事業所が支給決定市町村に申し出をし、児童ごとに学校休業日の単価と授業終了後の単価を適用することも可能。